



I 社会保険 総報酬制の導入

2003年4月から社会保険の保険料に総報酬制が導入されることになりました。

現在は、保険料については毎月の給与に重点がおかれ、賞与からはごく低率の保険料が徴収されているに過ぎませんが、このような仕組みでは年間の報酬額は同じでも給与に比べ賞与の比率の高い人ほど保険料負担が少なくなるという不公平が生じていました。

そこで、来年の4月からはこの保険料負担の不公平を是正するため、賞与についても毎月の給与と同じ料率が適用されることとなりました。

厚生年金、健康保険とも、給与の保険料率は現行より下がりますが、賞与の保険料率が大幅に上昇するため次のような影響があります。

(1) 厚生年金保険料

全加入者の平均的な給与総額と賞与総額の比率は10対3といわれています。この平均的被保険者の年間の保険料が現在と同額となるように新しい保険料が設定されました。今まで賞与の割合が多かった人ほど保険料は増額になります。

(2) 健康保険料

健康保険も厚生年金と同様に、賞与に対しても給与と同じ料率で保険料を負担するようになりますが、給与の保険料率の低下に比べ賞与の料率の上昇が大きいため、ほとんどの人が保険料が増額になり、特に賞与の割合の多い人ほど影響が大きくなります。

(3) 算定基礎届

2003年からは算定基礎届の届出が1ヶ月早くなり7月になります。

*2003年4月1日以降の社会保険料率(労使合計)

| | 現行 | 2003年4月～ |
|--------|--------|---------------|
| 年金(給与) | 17.35% | 13.58% |
| 年金(賞与) | 1% | 13.58% |
| 健保(給与) | 8.50% | 8.20% |
| 健保(賞与) | 0.80% | 8.20% |

*この他、現行では賞与時には徴収されていない児童手当拠出金(事業主のみ負担)

も、給与時と同様の料率での拠出が必要となります。

II 社会保障協定

現在、日本とドイツ、日本とイギリスの間には社会保障に関する協定が結ばれており、ドイツ人、イギリス人の場合、必要な要件が揃えば、日本で社会保険に加入する際、健康保険のみの加入が可能です。

*対象者：現地の会社から日本に派遣される方

*必要書類：現地で発行された適用証明書

III 雇用保険料率の改定

雇用のセーフティネットを維持するための緊急的措置として10月1日から雇用保険の保険料率が変わりました。

一般の事業の場合、労働者・事業主とも雇用保険料率は1000分の1ずつ値上がりになりました。

追加保険料の納期限は2003年1月31日の予定です。

雇用保険は失業者の急増で財政悪化が続いており緊急措置として今回保険料の引き上げが行われましたが、失業手当の認定基準も厳しくなり、中期的には給付水準の見直しがおこなわれます。

㈱オカモトアンドカンパニー国際会計事務所 / 花登博子税理士事務所

〒102-0083 東京都千代田区麹町4丁目3番地新麹町ビル

TEL 03(5276)0900 FAX 03(5276)0950

<http://okamoto-co.jp>

注意 本ニュースレターの一部あるいは全部について株式会社オカモトアンドカンパニーの承諾を得ずにいかなる方法においても無断で複製、複製することは禁じられています。